

県内本店の営業所等の本店扱い認定基準（建設工事、委託業務）（※営業所等に求める要件）

分類 番号	建設工事			委託業務
	土木一式	とび・土工・コンクリート	舗装	測量
	基礎条件は、営業所等の営業形態を判断する項目で全ての業務に共通するものです。			
基礎 条件	1	令和4年3月1日現在で営業所等開設後、一定の年月が経過している。（連続20年以上） 少なくとも直近の4年間（平成30年入札参加資格以降）は、建設業法に定める営業所等であること。		1 令和4年3月1日現在で営業所等開設後、一定の年月が経過していること。（連続20年以上）
	2	営業所等のある地域振興局管内に在住する自社社員が10名以上常勤しており、施工体制が整備されていること。 （本社や他の営業所等との兼務は認めない。）（注1）（注3）		2 営業所等のある地域振興局管内に在住する自社技術者が3名以上常勤しており、測量の業務体制が整備されていること。 （本社や他の営業所等との兼務は認めない。）（注1）（注5）
	3	過去4年間に営業所等のある地域振興局管内において、それぞれの業種の元請として、かつ担当した主任（監理）技術者が申請営業所等に在籍していた社員である県工事の施工実績（平成30年4月1日から令和4年3月31日までに竣工した工事の実績）があること。（注6）		3 過去4年間に営業所等のある地域振興局管内において、県が発注した測量業務又は建設コンサルタント業務の元請として、かつ担当した主任技術者が申請営業所等に在籍していた社員である県業務の履行実績（平成30年4月1日から令和4年3月31日までに完了した業務の実績）があること。
	4	それぞれの業種の入札参加資格を有する営業所等であること。		4 入札参加資格を有する営業所等であること。
技術者	5	営業所等のある地域振興局管内に在住する主任（監理）技術者が2名以上常勤（令和4年3月1日現在で3か月以上連続して雇用していること）していること。 （本社や他の営業所等との兼務は認めない。）（注1）（注2）		5 営業所等のある地域振興局管内に在住する測量士が2名以上常勤（令和4年3月1日現在で3か月以上連続して雇用していること）していること。（本社や他の営業所等との兼務は認めない。）（注1）（注5）
機械力	6	自社名義又は長期リース（3年以上）の機械（バックホウ、モーターグレーダー、ブルドーザーなど掘削、押土、積込み、整地用の土工工事用機械。ただし、土砂運搬自動車及び貨物自動車は除く。）を営業所等において保守・管理し、常時使用可能な状態にあること。（注3）	自社名義又は長期リース（3年以上）の機械（バックホウ、ブルドーザーなど掘削、押土、積込み、整地用の土工工事用機械及びクレーンなどとび・土工・コンクリート土工用機械。ただし、土砂運搬自動車及び貨物自動車は除く。）を営業所等において保守・管理し、常時使用可能な状態にあること。（注3）	6 本社が建設コンサルタントの入札参加資格を有すること。
	7	次のいずれかに該当すること。 ○自社名義又は長期リース（3年以上）のアスファルトフィニッシャーを営業所等において保守・管理し、常時使用可能な状態にあること。（注3） ○営業所等管内にアスファルトプラントを有していること。		
貢献性	8	令和2、3年度のいずれかに、営業所等のある建設事務所管内で県又は市町村発注の除雪業務を受注していること、又は小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約若しくは除雪等委託業務に係る施工体制確認型契約を締結している者のうち、道路除雪業務を担当している者（ただし、共同企業体にあつてはその構成員を含む。）。（注4）		7 営業所等のある建設事務所の令和3年度災害時における緊急調査（測量及び設計業務）の当番に登録されていること。
	9	令和2、3年度のいずれかに土木施設小規模補修工事の当番に登録※1していること、又は小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約を締結※2していること（ただし、共同企業体にあつてはその構成員を含む。また、共同企業体の場合、除雪業務のみに従事する者として構成員になっている者は除く。）。 ※1 登録していない場合にあっては、令和5年度の当番申請を行う意志がある場合も可。この場合、有効期間は令和5年度の当番登録申請期間初日から。 ※2 締結していない場合にあっては、令和5年度の土木施設小規模補修工事の当番登録に代わる施工体制確認型契約（包括JV）に参加表明を行う意志がある場合も可。この場合、有効期間は令和5年度の施工体制確認型契約の参加表明期間初日から。		
入札 参加 可能 業種	・土木一式		・とび・土工・コンクリート	・測量業務
	ただし、上記5に定めた当該営業所等に常勤する技術者が、主任（監理）技術者として配置できる工事に限る。			ただし、上記5に定めた当該営業所等に常勤する技術者が、主任技術者として配置できる業務に限る。

（注1） 自社社員及び技術者については健康保険（社保）の被保険者であることが必要です。  
（注2） 主任（監理）技術者とは、建設業法第26条及び第7条第2号及び第15条第2号に定められた技術者をいいます。  
（注3） 『連結財務諸表原則』の定義に該当する連結子会社の社員、機械を含みます。（ただし建設関連産業に限る。）  
（注4） 道路除雪又は融雪剤散布を対象とし、春山除雪は除く。  
（注5） 技術者とは、技術士、RCCM、認定技術管理者、地質調査技士、補償業務管理士、補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者、測量士、測量士補をいう。  
（注6） 「小規模補修工事の当番による工事」及び「小規模維持補修工事」の実績については、認定申請する各業種ごとに1件以上の実績が必要です（同一の工事をもって複数の業種の実績とは認めません。）。また「標識設置のみ」のような簡易なものは除きます。